

別 記

特 約 条 項

第1 この工事は債務負担行為（ゼロ市債）に基づく契約となるため、令和5年度郡山市工事請負契約約款第33条第1項に規定する請負代金の支払請求、第35条第1項に規定する前金払の支払請求、同条第4項に規定する中間前金払の支払請求及び第38条第1項に規定する部分払の支払請求時期は、令和6年4月1日以降とする。